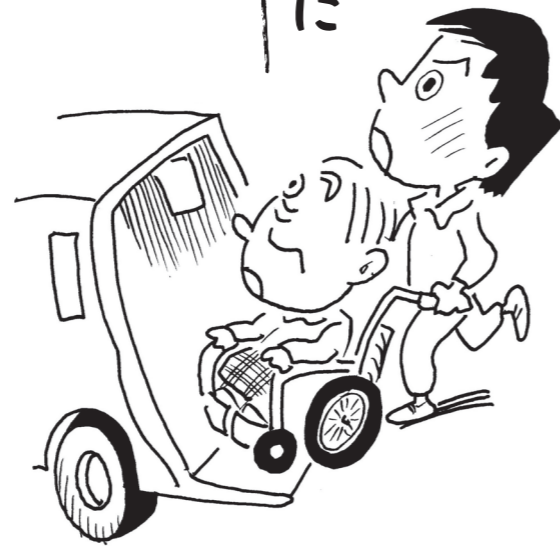


介護報酬改定で 利用者への影響は？ ヘルパー待遇改善は？

もっと
ていねいな
サービスしたいのに



処遇改善加算が介護報酬に 組み込まれ、利用者負担増に

4月、「改正」介護保険法の施行、介護報酬改定、第5期介護保険事業計画の実施がおこなわれ、診療報酬の改定も同時に行われました。今回の介護報酬改定は、厚労省は額面上は「1.2%」のプラス改定としていますが、今年3月まで全額国庫負担の「介護職員処遇改善交付金」（月1.5万円賃金改善分）が介護報酬の「処遇改善加算」に付け替えられた分が2%相当であるので、それを差し引くと「0.8%」のマイナス改定です。加算分は、1割負担に反映されるため、利用者負担も同時に上がることになりました。

訪問介護(ホームヘルプ)の 生活援助の介護報酬改定

(3月まで)	(4月改定)
30分～60分 2,290円	20分～45分 1,900円
60分以上 2,910円	45分以上 2,350円

※1単位10円で計算(地域によって1単位 10円～11.26円)

45分区切りで サービスの短時間化が

今回の報酬改定では、これまで「1時間」で区切られてきたヘルパーの生活援助(掃除、洗濯、調理、買物など家事支援)が、「45分」とされました。介護報酬も大幅に切り下げられ、45分未満では1,900円(1単位10円で計算。以下同じ)、45分以上でも2,350円で打ち止めとなりました。この報酬改定の狙いは、ホームヘルプサービスの短時間化と生活援助の切り捨てです。これに対して、「これ以上のヘルパーサービス削減はできません」と、全国から怒りの声が寄せられています。

秋には自治体や厚生労働省へ制度改善の取り組みを行います。実態をもとに要請をおこなう予定です。そのためにアンケートを行いますのでご協力ください。

ヘルパーアンケート

回答欄に記入してください。

1、あなたご自身についてお尋ねします

- (1) 年齢：①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代以上
- (2) 性別：①男 ②女
- (3) 雇用形態：①正規 ②パート ③登録

- (1)
- (2)
- (3)

2、2012年4月から介護報酬改定で生活援助の時間区分が「60分」から「45分」に短縮されましたが、どのような影響がでていますか

- (1) 訪問回数は変化しましたか
①増えた ②減った ③かわらない
- (2) 訪問時間は変化しましたか
①増えた ②減った ③かわらない
- (3) 時給は変化しましたか
①増えた ②減った ③かわらない
- (4) 労働は過密になりましたか
①はい ②いいえ
- (5) 時間内に仕事が終わりますか
①終わらない ②終わる
- (6) サービス(ケア)内容を制限するようになりましたか
①はい ②いいえ
- (7) 生活支援1(45分)では終わらないので2回になったケースが増えましたか
①はい ②いいえ
- (8) 45分になりサービス残業が増えましたか
①増えた ②減った ③かわらない
- (9) 生活援助の時間区分が「45分」に短縮されたことにより、利用者さんとの会話はどうなりましたか
①会話をする時間が取れなくなった
②今までどおり会話はできている
- (10) 前項のことがら以外のサービス内容の変化があれば具体的に記入して下さい

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)

(11) 生活援助の時間区分が「45分」になったことについてどう思いますか

- ①サービス提供時間は「45分」で十分だと思う
- ②もっとサービス時間を増やすべきだ ③どちらともいえない

- (11)

3、給与の現状と変化についておうかがいします

(1) 6月の給与総額と労働時間をお答えください

(1) 万 千円 時間

(2) 2012年4月から介護報酬が改定されましたが、改定の前と後とで、収入はどうなりましたか
(昨年度も同じ事業所で働いていた方に)

- ①収入が増えた ②収入が減った ③変わらない

(2)

(3) 「収入が減った」と回答された方へ。おおよそ、いくらぐらい減ったと感じられますか

(3) 万 千円

(4) 収入が減った原因は何ですか ※複数可

- ①時給が減った ②労働時間が減った ③利用者が減った

(4)

④その他(に記入して下さい)

4、介護職員処遇改善交付金が3月31日でなくなり、4月から介護報酬の中の介護職員処遇改善加算という制度になりました。処遇改善加算についてお聞きします

(1) あなたの職場は、今年の3月まで、介護事業所から介護職員改善交付金を受け取っていましたか

- ①受け取っていた ②受け取っていない ③分からない

(1)

(2) あなたの職場は、介護職員処遇改善加算を受け取っていますか

- ①受け取っている ②受け取っていない ③分からない

(2)

(3) 介護職員処遇改善加算はどのように支給されていますか(される予定ですか) ※複数可

- ①基本給・時給の引き上げ ②手当の支給 ③一時金の支給

(3)

②と答えた方は手当の名目を記入してください

手当

5、利用者に喜ばれる介護サービスの提供と働き続けられる介護職場にしていくなために必要なことは何ですか ※複数可

(当てはまる項目の番号を回答欄に記入して下さい)

- ①介護報酬の引き上げ ②介護専門職としての賃金の確立 ③利用者とのコミュニケーションがとれるゆとり
④必要なサービスができる時間の保障 ⑤スキルアップ ⑥ヘルパー同士の情報交流の場 ⑦生活を支えられるプラン
⑧安定した雇用環境 ⑨移動・待機時間の賃金保障 ⑩サービス提供責任者への国からの人件費補助

5、

⑪その他(具体的に記入して下さい)

6、あなたの要望を何でもお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。

ホームヘルプサービスの短時間化と生活援助の切り捨ての

介護報酬改定

生活援助の時間区分の変更に対し、怒りの声が寄せられるとともに、各地で反対運動が occurred。これに対して、厚生労働省は急きょ「介護報酬上の時間区分を変えただけで、いままでどおりの時間サービス提供できる」と言い訳に回るようになりました。しかし、介護報酬の時間区分の45分はそのまま報酬額も大幅に下がっていることからヘルパー事業所は、1時間以上のサービスを避けるようになり、要支援の方へのヘルパーの訪問時間までも短縮する動きが急速に広がっています。



介護処遇改善加算が新設

— 3年間の「例外的かつ経過措置」 —

今回の制度改定で、処遇改善交付金が廃止され、「介護処遇改善加算」が新設されることになりました。しかし、3年間の「例外的かつ経過措置」とし、次期報酬改定では基本報酬に組み込む方向であると厚労省は明言しています。「介護崩壊の危機」と言われるほど深刻な介護現場での人材確保困難は解決しておらず、民主党のマニフェスト「介護労働者4万円の賃上げ」を投げ捨てるものであり許せません。

割増賃金不払いなど介護職場は最悪の違反率

介護職員処遇改善計画書や報告書に関する証拠書類として、労働基準法に規定する就業規則や賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程が求められます。そして加算の算定をしようとする事業所は、労働保険の加入が必要です。労働局

労働局調査で発覚

が訪問介護サービスや特別養護老人ホームなどの新規参入事業所を集中監督したところ、36協定の未締結や割増賃金の不払いなどの違反が、全業種中最高違反率となっていることがわかりました。ご一緒に改善しましょう。

介護労働者も利用者も安心の制度を